

東京学芸大学における外部資金に係る間接経費等取扱要項の一部改正について

改正理由：外部資金獲得努力に対する研究者への還元に係る対象者の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(外部資金の還元)</p> <p><u>第4条</u> 前条に規定するインセンティブ経費を原資として、<u>研究業務に従事する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、次項に規定する期間</u>（以下「対象期間」という。）に、対象となる外部資金の直接経費総額が50万円以上かつ直接経費に対する間接経費比率が30%以上の外部資金を獲得等した者（以下「獲得者」という。）に対し、研究費又は給与により外部資金の還元を行うことができる。</p> <p>(1) 科学研究費助成事業等の競争的資金（新規採択課題）の研究代表者 (2) 学術指導の実施者 (3) 受託研究の研究代表者（再委託の場合の研究実施者を含む） (4) 民間企業との共同研究の研究代表者</p> <p>2～5 〔省略〕</p> <p>(事務)</p> <p>第5条 〔省略〕</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第6条</u> 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、令和3年6月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(外部資金の還元)</p> <p><u>第4条</u> 前条に規定するインセンティブ経費を原資として、<u>常時勤務する教員（任期を定めて雇用する者を除く。）のうち次の各号のいずれかに該当し、次項に規定する期間</u>（以下「対象期間」という。）に、対象となる外部資金の直接経費総額が50万円以上かつ直接経費に対する間接経費比率が30%以上の外部資金を獲得等した者（以下「獲得者」という。）に対し、研究費又は給与により外部資金の還元を行うことができる。</p> <p>(1) 科学研究費助成事業等の競争的資金（新規採択課題）の研究代表者 (2) 学術指導の実施者 (3) 受託研究の研究代表者（再委託の場合の研究実施者を含む） (4) 民間企業との共同研究の研究代表者</p> <p>2～5 〔省略〕</p> <p>(事務)</p> <p>第5条 〔省略〕</p> <p><u>(改廃)</u></p> <p><u>第6条</u> この要項の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(雑則)</p> <p><u>第7条</u> 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>